

死亡した方が下記に該当する場合は、それぞれの手続きが必要となります。担当窓口へご案内いたしますので、初めに**4番窓口**へお越しください。

有無	該当内容	必要な手続	持参するもの	担当窓口(連絡先)
	故人が世帯主で、他に世帯員が2名以上いる場合(注1)	世帯主変更届	<input type="checkbox"/> 届出者本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証、資格確認書など)	4番窓口 戸籍住民担当 内線312・313
	印鑑登録をしている	印鑑登録証返納	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	
	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードを持っている	返納していただく必要はございません。 ※ 相続等の手続きで死亡した方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまでは保管しておいてください。		
	年金を受け取っている	<ul style="list-style-type: none"> 未支給請求 遺族年金 死亡届 など 	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書 <input type="checkbox"/> 年金証書 ※ 受給・加入状況や請求者となる方の確認をしてからのご案内になります。その方により必要書類や届出先が異なりますので、一度窓口までお越しください。	5番窓口 年金担当 内線318
	年金に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 喪失届 遺族年金 死亡一時金 寡婦年金 など 		
	国民健康保険に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費支給申請 資格確認書の返納 保険税(料)の還付 	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 喪主の確認ができるもの(会葬礼状、葬儀代領収書等) <input type="checkbox"/> 喪主名義の振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人等の振込口座の分かるもの	5番窓口 国保・後期担当 内線314・315・316・317
	後期高齢者医療制度に加入している			
	介護保険被保険者証を持っている(65歳以上の方および40歳以上の介護保険サービスの利用者)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険証の返納 保険料の還付 	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 相続人等の振込口座の分かるもの	6番窓口 介護保険担当 内線385・386
	町の高齢者福祉サービスを利用している	<ul style="list-style-type: none"> 介護用品受給の辞退 		6番窓口 高齢者支援担当 内線382・383・384
<ul style="list-style-type: none"> 給食配食サービス利用の辞退 				
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時通報システム利用の辞退 		<input type="checkbox"/> 緊急時通報システム機器本体(→はすす前にご連絡下さい。) <input type="checkbox"/> 緊急時通報システムのペンダント型発信機		

(注1)

世帯主の方がお亡くなりになられたときは、死亡届出があった時点で、便宜的に新しい世帯主の方を設定させていただきます。詳しくは戸籍住民担当におたずね下さい。

有無	該当内容	必要な手続	持参するもの	担当窓口(連絡先)
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 を持っている	手帳の返納	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座の分かるもの	7 番窓口 福祉支援担当 内線326・327
	18歳までの子どもがいる (所得等によっては該当しない場合があります)	・児童扶養手当 ・ひとり親医療費	お問合せください	8 番窓口 こども笑顔担当 内線324
		・児童手当 ・こども医療費	<input type="checkbox"/> (配偶者等の) 振込口座の分かるもの	
	土地、建物を所有している	現所有者申告書	/	2 番窓口 資産税担当 内線234・235 町民税担当 内線232・233
	個人住民税を納付している	還付金請求 (条件により異なる)		
	125CC以下のバイクや農耕用の車両を所有している	ナンバープレートの返納	<input type="checkbox"/> ナンバープレート	
	農業経営者の場合	農業経営者等変更届	/	14 番窓口 (2階) 農業調整担当 内線267・268・269
	農地を所有している	農地法第3条の届出書		
	農業者年金を受け取っている	受給権者死亡届		
	水道の名義人の場合	名義の変更または水道の使用休止届	電話連絡可	上下水道室 (宮代町字宮東51 宮東配水場内) 電話 0480-33-5554
	水道料金振替口座の名義人の場合	振替口座の変更	お問い合わせください。 ※振替口座の変更は、取扱金融機関の窓口で手続きをお願いします。	
	農業集落排水に接続している (西桑原・東桑原地区の一部)	人数割変更届	お問い合わせください	

※ 死亡した方の戸籍に関する証明(戸籍謄本等)を請求できるのは、配偶者又は直系の血族の方のみです。
詳しくは戸籍住民担当におたずねください。

～家族が亡くなった後に行う主な手続き(役場以外のもの)～

※個人によって異なりますので、あくまで参考にしてください。

チェック	内容	手続き先
<input type="checkbox"/>	生命保険・入院保険	保険会社
<input type="checkbox"/>	簡易保険	郵便局
<input type="checkbox"/>	相続税申告・所得税の準確定申告	税務署
<input type="checkbox"/>	賃貸物件等の名義変更	不動産会社等
<input type="checkbox"/>	火災保険の名義変更	損保会社
<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・任意保険)	損保会社
<input type="checkbox"/>	各種公共料金の名義変更等	NHK・電気・ガス・電話

チェック	内容	手続き先
<input type="checkbox"/>	各種免許	管轄官庁
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	金融機関
<input type="checkbox"/>	自動車名義変更等	陸運局事務所
<input type="checkbox"/>	不動産相続登記	法務局

宮代町 戸籍住民担当
0480-34-1111
内線312・313